

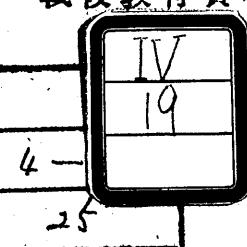
次官

新聞發表 教職員適格審査に關する省令、訓令

昭和2年10月

山崎

269



の改正について

五月七日附勅令第二六三號に基いて教職員の適格審査を實施し、既に相當數の審査を終了したが、文部省以外の各省所管の學校又は官吏養成若くは再教育施設等の教職員の適格審査をする必要があるので今度適格審査についての省令、訓令の改正を行つた。文部省所管以外の學校又は施設で教職員の適格審査を實施するものは次の通りになる。

通信講習所、無線電信講習所、遞信青年訓練所、水產講習所、鐵道講習所、鐵道局工機部技能者養成所、鐵道青年學校、海務學院、高等商船學校、海技專門學院、航海訓練所、商船學校、海員養成所、燈臺官吏養成所、水路部技術官養成所、中央氣象臺附屬氣象技術官養成所、外務官吏研修所、司法研修所、刑務官練習所、稅務講習所、少年教護院、特設中等教員養成所、特設國民學校訓導養成所、警察



講習所、警察練習所、消防練習所

右の文部省以外の施設の教職員の審査は便宜上文部省訓令で既に設置されてゐる教育職員、學校集團、都道府縣等の適格審査委員會で審査するがその際は審査委員會に關係各廳の臨時委員を二名以内置くこと出来るにした。

尙文部省内の教育職員適格審査委員會で審査することにしてゐた中等學校以下の學校の設立者又は中等學校以下の學校を經營する法人の役員の適格審査は地方長官の設置する都道府縣教育員適格審査委員會で行ふことが實狀に即するのでその様に改めた。其他適格審査委員會を非公開とすること及び必要あれば審査に附せられた者を、審査委員會に招いて事實の陳述をさせることが出来ることを明文化した。

日本教育會についてはその役員のみならず組織團體である都道府縣教育會、高等諸學校地區別教育會及び五大都市教育會等の教育會長、副會長、事務局長等主要なる職員の適格審査をもすることにした。